

事務連絡
令和5年4月10日

地区薬剤師会ご担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

ゴールデンウィークの調剤体制の確保について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都福祉保健局感染症対策部より、ゴールデンウィークの調剤体制確保について周知依頼が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが貴会会員へご周知方お願い申し上げます。

記

対象薬局：診療・検査医療機関を受診し、医薬品を必用とする患者への対応のため、ゴールデンウィークに開局する「保険薬局」

支給要件等：ゴールデンウィークの開局日、開局時間等について**東京都福祉保健局のホームページに掲載される専用サイトから対象薬局関係者が直接事前登録をする。**

事前登録後、令和5年4月29日・30日、5月3日～7日の間で調剤体制を1日以上確保する。（協力金支給対象：1日あたり4時間以上）

事前登録期間：令和5年4月10日（月）～令和5年4月19日（水）17時

協力金支給額：4時間以上8時間未満 15,000円

8時間以上 30,000円

※その他詳細につきましては、添付のチラシ及び東京都福祉保健局のホームページをご参照いただくか、**東京都福祉保健局感染症対策部へ直接お問合せ下さい。**

東京都福祉保健局感染症対策部：03-5320-4347

東京都福祉保健局ホームページ（4月10日以降に掲載予定）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona_portal/iryu_kikan/gw-yakkyoku.html

担当：東京都薬剤会

薬局業務課 仲地・高橋

Email：gyoumu@toyaku.or.jp

事務連絡
令和5年4月6日

公益社団法人東京都薬剤師会
会長 永田 泰造 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長
関口 尚志

ゴールデンウィークの発熱患者等の調剤体制確保について

平素より都の保健医療施策に御理解、御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

都は、ゴールデンウィーク（令和5年4月29日（土）・30日（日）、5月3日（水）～5月7日（日））における新型コロナウイルス感染症の調剤体制を確保するため、ゴールデンウィークの調剤体制の確保を実施いたします。

実施に当たり別添のとおり都内保険薬局あて通知を作成いたしましたので、お知らせいたします。

あわせて、実施のチラシ等を貴会員に御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 送付資料

- (1) ゴールデンウィークの発熱患者等の調剤体制確保について（依頼）
- (2) チラシ

「(R5年度) ゴールデンウィークの発熱患者等の調剤体制確保にご協力ください！」

2 その他

- (1) 上記1(1)の保険薬局あて通知は、4月10日（月）に都からメールで御案内いたします。
- (2) 福祉保健局ホームページには、4月10日（月）に事業案内を掲載いたします。

【担当】

東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課
感染症医療整備担当
電話：03-5320-4179

ゴールデンウィークの調剤体制の確保にご協力ください！

ゴールデンウィークの調剤体制を確保するため、保険薬局の皆様のご協力をお願いします。

ゴールデンウィークに調剤体制を確保する「保険薬局」への「協力金」について

ゴールデンウィーク(4月29日・30日、5月3日～7日)中に、1日あたり合計4時間以上、調剤体制を確保していただいた「保険薬局」を対象に、東京都が「協力金」を支給します。

【都HP「ゴールデンウィークの調剤体制の確保について」】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryoku/kansen/corona_portal/iryokikan/gw-yakkyoku.html



◆対象機関

診療・検査医療機関を受診し、医薬品を必要とする患者への対応のため、ゴールデンウィークに開局する「保険薬局」

◆支給要件等

- 予め、専用サイトから、ゴールデンウィーク中の体制(開局日、開局時間等)について、「事前登録」をお願いします。「事前登録」がない場合、支給対象になりません。

→【申請サイトは↓こちらです。事前登録の〆切：4月19日(月)】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675823855197>



- 登録後、令和5年4月29日・30日、5月3日～7日までの間で、調剤体制を1日以上確保してください。(1日あたり合計4時間以上)
- ゴールデンウィークの開局日や開局時間等について、近隣の診療・検査医療機関と事前に調整し、決定してください。診療・検査医療機関との連携等がなく開局している場合は、本事業の対象外となりますので、ご注意ください。



※ 最新の診療・検査医療機関の一覧はこちらからご確認ください。

→ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryoku/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html

- 区市町村の委託で休日調剤開局している場合、休日調剤開局とは別に体制を確保していただくことで、本事業の対象になります。(例：休日開局の薬剤師とは別に、もう1人薬剤師が出勤する)

◆支給額(1日1店舗当たり) ※当日在勤する薬剤師の方の人数は考慮されません。

- 4時間以上8時間未満 : 15,000円
- 8時間以上 : 30,000円

◆スケジュール

- 4月10日(月)～4月19日(水) 17時 : 登録申請の手続き
・登録後、申請受付のメールが送信されますので、必ずメールを保存してください。
- 4月29日(土)・30日(日)、5月3日(水)～7日(日) : ゴールデンウィークの体制確保
- 5月8日(月)～5月31日(水) (予定) : 協力金の申請(実績報告手続き)
・申請方法等については別途通知いたします。

ゴールデンウィークに調剤を行う薬局の登録・協力金の申請フロー

事前登録

4月10日(月)～4月19日(水)17時

専用サイト(東京共同電子申請サービス)から、対象期間のスケジュール等の必要事項の入力を行う。

【申請サイト】

⇒<https://www.shinsei.elgfront.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675823855197>○登録が完了するとメールが届きます。

○事前登録を行わない場合、実際に営業しても本協力金の支給対象とはなりません。



※医療機関コード(131～)は、処方箋に書かれています。今回の申請から連携する医療機関のコードを必須項目としましたので、ご注意ください。

調剤体制の確保

4月29日(土)・30日(日)、
5月3日(水)～5月7日(日)

診療・検査医療機関と連携して、調剤体制を確保する。

実績報告・協力金の請求

5月8日(月)～5月31日(水) (予定)

- ①「請求書兼送付票」を都が指定した場所へ郵送する。
- ②専用サイト(東京共同電子申請サービス)から、対象期間中の調剤体制の確保状況の実績について、必要事項の入力を行う。

○※事前登録の際に入力されたメールアドレス宛に案内メールを送ります。

協力金の受領

令和5年7月頃～

事前登録と実績報告の内容を審査し、内容に疑義がないものから順次、協力金を支給する。

【問い合わせ先】

○ 東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課 03-5320-4179